

第三二二条の三 法第四十六条の三第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該理學の住所及び氏名

二 理學長を医師又は歯科医師でない理學のうちかの選出する理由

〔理學者の一部を理學に加えない場合の認可の申請〕

第三二二条の四 法第四十七条第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 理學に加えない理學者の住所及び氏名並びに当該理學者の管理する病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地

二 当該管理者を理學に加えない理由

〔定款等変更認可の申請〕

第三二二条 法第五十条第一項の規定により、定款の施行行為の変更の認可を受けようとするときは、申請書に次の要領を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 定款又は寄附行為の変更の内容（新旧対照表を添付すること）及びその事由を記載した書類

二 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類

三 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、法第三十九条第一項に規定する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類のほか、第三十一條第五号の一（新たに病院又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に限る）、第六号及び第十一号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、

四 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、法第三十九条第一項に規定する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類のほか、第三十一條第五号の一（新たに病院又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に限る）、第六号及び第十一号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、

五 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、法第三十九条第一項に規定する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類のほか、第三十一條第五号の一（新たに病院又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に限る）、第六号及び第十一号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、

六 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が法第三十九条第一項に規定する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類のほか、第三十一條第五号の一（新たに病院又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に限る）、第六号及び第十一号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、

七 合併前の各医療法人の財産目録及び貸借対照表

八 合併後存続する医療法人又は合併によつて設立する医療法人の定款又は寄附行為の

九 合併前の各医療法人の定款又は寄附行為第七号、第十号及び第十一号に掲げる書類（この場合において、同条第七号中「設立後」とあるのは「合併後」と、第十号中「設立」とあるのは「新たに就任する役員」と読み替へるものとする）

4 定款又は寄附行為の変更により、当該医療法人が法第四十二条第一項に規定する特別医療法人に該当する」となる場合は、第一項各号に掲げる書類のほか、第三十一條第十二号に掲げる書類及び定款又は寄附行為変更後一年間の事業計画及びこの場合に付する予算書を、第一項の申請書に添付しなければならない。

第三二三条の二 法第五十条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第四十四条第二項第四号及び第十号に掲げる事項とする。

〔法人の届出〕

第三二三条 法第五十一条第一項の規定により、決算を届け出ようとするときは、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を、都道府県知事に提出しなければならない。

〔解散認可の申請〕

第三二二条 法第五十五条第三項の規定により、解散の認可を受けようとするときは、申請書に左の書類を添附して、都道府県知事に提出しなければならない。

〔解散認可の申請〕

第三二二条 法第五十五条第六第一項の医療法人台帳に記載された件の副本を添付しなければならない。

〔医療法人台帳の記載事項〕

第三二二条 法第五十五条第六第一項の医療法人台帳に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

一 名称

二 務務所

三 代表理事を定めたときはその氏名

四 開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地

五 法第四十二条第一項各号に掲げる業務を行う場合はその業務

六 設立認可年月日及び設立登記年月日

七 設立認可時資産

八 没資に開する事項

九 その他必要な事項

〔合併認可の申請〕

第三二二条 法第五十七条第四項の規定により、合併の認可を受けようとするとときは、申請書に左の書類を添附して、都道府県知事に提出しなければならない。

〔合併認可の申請〕

第三二二条 法第五十七条第一項又は第三項の手続を経たことを証する書類

〔請求書の添付〕

第三二二条 第三十一條、第三十二條、第三十三条及び第三十五条に規定する申請書及びこれに添付する書類のほか、第三十一條第十二号に掲げる書類及び定款又は寄附行為変更後一年間の事業計画及びこの場合に付する予算書を、第一項の二から三十一條の二まで、第三十二条第一項、第三十三条及び第三十八条第二項中「都道府県知事」とあるのは、「地方厚生局長」とする。

〔医療法人台帳の記載事項〕

第三二二条 法第五十五条第六第一項の医療法人台帳に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

一 削除

二 令第五条の六第一項の医療法人台帳に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

〔医療法人台帳の記載事項〕

第三二二条 法第五十五条第六第一項の医療法人台帳に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

一 代表理事を定めたときはその氏名

二 開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地

三 会員登録簿に記載したときの、都道府県知事は、運営なく訂正しなければならない。

四 前項各号の記載事項に変更を生じたときは、都道府県知事は、運営なく訂正しなければならない。

五 法第四十二条第一項各号に掲げる業務を行つ場所として、都道府県知事に提出しなければならない。

六 設立認可年月日及び設立登記年月日

七 設立認可時資産

八 没資に開する事項

九 その他必要な事項

〔保存する書類〕

第三二二条 法第五十五条の九の厚生労働省令で定める書類は、法及びこの省令の規定により提出された書類とする。

〔説明規定〕

第三二二条 法第五十六条の場合は、申請者が同様の規定により選任された者であることを証する書面

〔合併後存続する医療法人又は合併によつて設立する医療法人の定款又は寄附行為の

〔合併前の各医療法人の定款又は寄附行為第七号、第十号及び第十一号に掲げる書類（この場合において、同条第七号中「設立後」とあるのは「合併後」と、第十号中「設立」とあるのは「新たに就任する役員」と読み替へるものとする）

○相続税法

卷之十一

（第三章）所等の種類の計画

卷之三

〔後編〕

ପ୍ରକାଶନ କମିଶନ

十六 資本等の全額、資本の全額又は出資全額と資本積立全額との合計額をさう。十七 滞未積立金額 イからルまでに掲げる会員の合計額からネームにて掲げる全額の合計額を減算した金額をさう。

2 かかる課税基準が原則として全部の額を控除して
たる金額と算出する。

3 一名義人の各事業年度の所得の金額は
の試算上当該事業年度の益金の額に算入する。また、金額は、別段の定めがないものと
いふ場合は、資産の販売、有償又は無償譲
りによる資産の譲渡又は役務の提供、無
償で又は有償でその他の取引で
資本等取引以外のものに係る当該事業
年度の収益の額とする。

4 内国法人の各事業年度の所得の金額

の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるも

ある医療法人で持分の定めがなされたものが、その認定立てつけで贈与するに適切を受けて金銭の譲り又は金銭の譲り受けを行ふ法人に対する誤説の六条第四項（公益を目的とする業を行う法人に対する誤説）の規定によりこれら二種類について記述する。又は相続税を納付する場合は、その贈与税又は相続税の額に相当する金額を控除した金額

〔一〕 当該事業年度の損失の額で資本等の資本（預金資以外の資本で、当該事業年度終了までの日本にて債務の確定しないものを除く。）の額

取引以外の取引に関するもの

第二項に規定する額を月の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一

般に公正処理と認められたる訴訟処理の実態を述べて詰められるものである。

5 第二項又は第三項に規定する資本等

取引とは、法人の資本等の会額の増加又は減少を生ずる取引及び法人が行う

私益又は剩余金の分配（商法第二百九

十川義人著『東洋文化』又五編

項（中間取引）に規定する会員の分配

その他これに類する金銭の分配として
政令で定めるものを含む。）をいう。

〔參照〕商法一九〇

(昭和四十一年三月二十一日) 法律第三十一条

○租税特別措置法

〔昭和三十一年三月二十一日〕 法律第三十一条

(国等に対する財産を寄附した場合の認定所得等の非課税)

(贈与等の場合の認定所得等の特例)
第五十九条 次に掲げる事由により居住者の有する山林(事業所得の基団となるものと除く。)又は該産所得の基団となる資産の移転があつた場合には、その者の山林所得の金額、該産所得の金額又は該産の計算について、その事由が生じた時に、そのにおける個別に相應する金額により、これらの實施の認定があつたものとみなす。

一 贈与(法人に対するものに限る。)又は相続(限定承認に係るものに限る。)若しくは遺贈(法人に対するもの及び個人に対するものに限る。)青い低い個別の対象として政令で定める額による認定(法人に対するものに限る。)。

第四十条 国又は地方公共団体に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合には、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人その他の公益目的とする事業を営む法人に対する財産の贈与又は遺贈(当該法人を設立するための貢献の提供を含む。以下この条において同じ。)で当該贈与又は遺贈が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与することその他の政令で定める要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたものについても、また同様とする。

二 青い低い個別の対象として政令で定める額による認定(法人に対するものに限る。)。

2 法第四十一条第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件(当該贈与又は遺贈が法人税法別表第一に掲げる法人に対するものである場合は、第一号に掲げる要件)とする。

一 当該贈与又は遺贈が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄ること。

3 法第四十一条第一項後段に規定する法第四十一条第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件(当該贈与又は遺贈が法人税法別表第一に掲げる法人に対するものである場合は、第一号に掲げる要件)とする。

一 当該贈与又は遺贈が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄ること。

4 四 その他の者に準ずるもの(以下「親族等」といふ)のうち親族關係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の關係がある者。

五 その運営組織が適正であるとともに、その寄附行為、定款又は規則において、その理事、監事、評議員として、その利害を考慮せしめること。

六 その法人が解散した場合にその残余財産が國若しくは地方公共団体又は他の公益目的とする事業を営む法人に帰属する旨の定めがあること。